

平成31年度 富士見市国民健康保険事業運営方針

1 基本的な考え方

国民健康保険（以下「国保」）は、国民皆保険制度の基盤として、地域医療の確保と市民の健康の保持・増進に大きく貢献してまいりました。

国保の制度は、対象者が広範囲にわたるため産業構造の変化や高齢化などの影響を受けやすく、加えて低所得者層が多くを占めるという構造的な問題を抱えおり、財政運営面では一段と厳しさを増しています。

こうした様々な問題の解決策として、平成30年4月に都道府県が国保の財政運営の責任主体となる「国保の広域化」が実施されました。これにより市町村が個々に運営していた国民健康保険事業は、新たに導入された納付金制度により県内全市町村による相互扶助の仕組みに変わりました。一方、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業の実施は市町村が引き続き担っており、本市におきましても、きめ細かい対応を継続してまいります。

今後も埼玉県の国民健康保険運営方針等を踏まえ、誰もが安心して医療が受けられる国民健康保険事業の安定的な運営と財政の健全化の推進に取り組んでまいります。

2 国民健康保険の現状

平成31年3月31日現在、被保険者数23,585人、加入世帯15,291世帯となっています。本市の国保の加入者は、前年度に比べ被保険者数で1,159人の減、加入世帯数では449世帯の減となっています。また、高齢化率は平成19年の19.6%から、平成30年では24.4%と約4.8ポイント上昇しており、高齢者層が多い国保においては、国保財政の主である医療費の支出に直接影響を及ぼすことになります。被保険者数の減少により保険給付費総額は減少しております。一人当たりの医療費につきましては、昨年初めて減少に転じたことから、今後の動向に注視してまいります。

一方、国保財政の根幹である保険税収入については、昨年度から3年間をかけて税率改定を実施しておりますが、被保険者減少の影響が大きく、保険税収入の不足分については一般会計からの繰入を行うなど、財政運営においては依然として厳しい状況が続いており、財政運営の健全化に向けた給付と負担のバランスを考慮し、安定した運営に努めていかなければなりません。

3 重点項目

基本的な考え方に基づき、次の3項目を重点項目として事業を実施します。

- (1) 医療費適正化対策の推進
- (2) 保険給付の適正な実施
- (3) 保険税収納率の向上対策

4 具体的施策

(1) 医療費適正化対策の推進

①特定健康診査・特定保健指導の実施

「富士見市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画」に基づく目標値に向けて、埼玉県や2市1町及び健康増進センターとの連携を図り、被保険者の生活習慣病の予防・改善のため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進します。

継続受診者を増やす対策及び未受診者を減らす対策を積極的に推進していきます。また、市民総合体育館と連携した運動指導も継続していきます。

②糖尿病重症化予防事業の実施

本年度も引き続き、特定健診データや医療機関受診状況を確認し、糖尿病の治療が必要な方や治療を中断している方に対して、医療機関受診についてのお知らせや電話連絡を行います。また、糖尿病の治療のため医療機関を受診している方に、生活習慣を改善するための生活指導を行います。

③ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知の実施

ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額が安くなる（可能性がある）方を対象に、自己負担額の差額をお知らせする通知書を年6回発送します。

また、被保険者証一斉更新時及び、高額療養費支給申請書発送時には、パンフレットやジェネリック医薬品希望シールを同封することに加え、本市の広報やホームページ等で啓発を行い、被保険者の健康管理にかかる意識の向上や、医療費抑制への関心を深めるための情報提供を積極的に進めます。

④頻回（重複）受診対策事業の実施

頻回（重複）受診者に訪問・電話などによる健康指導を行い、医療費の適正化を図ります。

⑤オンライン資格確認システム導入に向けた研究

平成32年度に稼働する予定のオンライン資格確認システムについて、導入のための調査・研究を行います。

⑥データヘルス計画の推進

第2期データヘルス計画（平成30年度から平成35年度）に基づき、他の計画との整合性を図りながら、被保険者の健康維持のために保健事業を行い、国保データベース（KDB）システムを活用しながら、医療費分析を行うとともに、事業評価を実施して医療費の適正化を推進していきます。

(2) 保険給付の適正な実施

①レセプト点検の充実強化

レセプト点検については、事務の効率化及び点検内容の精度の向上が図られています。新たに柔道整復施術療養費支給申請書の点検業務も加わり、一層の点検強化、医療費の適正化を図ります。

②第三者行為の求償の取組強化

交通事故等の第三者行為の疑いがある事案の発見に努め、適正な給付の執行を図ります。

(3) 保険税収納率の向上対策

被保険者の負担の公平性と国保財政の安定化を確保するため、保険税の収納率向上を目指し、以下の項目を積極的に推進していきます。

○現年度分の納期内納付を進めるために、保険年金課と収税課が連携・協力して催告書の送付や電話催告、きめ細やかな納税相談を行い、確実な収納に結びつけていきます。

○滞納処分（所得税還付金、預貯金、生命保険、不動産及び給与等の差押え・換価・搜索等）を徹底します。

○滞納者の資力回復が見込めず、滞納処分をする事ができる財産が無い場合などには、執行停止を積極的に進めていきます。

○窓口での納付、資格取得届受理時や納税通知書発送時などに口座振替の呼びかけるチラシを同封することに加え、ペイジー口座振替受付サービスの更なる活用と口座振替勧奨キャンペーンの実施等により、口座振替率の更なる向上を目指します。

○毎月第1土曜日の休日開庁を利用した納税相談等に加え、滞納者に対する現年分納付の電話催告（随時、平日夜間、年末集中電話催告等）

- を実施。また、年度末・年度始めの土曜日に全日窓口開設や、毎週木曜日の窓口延長を活用し、納税や相談機会の確保に取り組めます。
- 資格者証や短期被保険者証の交付によって、納税交渉に導いていきます。
 - クレジットカード及びインターネットバンキング納付の更なる利用促進を図り、納期内納付を進めます。
 - 徴収体制を地区別に編成し、担当エリアの明確化を図るとともに、納付管理を更に徹底することで効果的で効率的な滞納処分を進めます。
 - ICT分野をはじめとした新たな納付環境等の整備に向けて調査・研究を進めていきます。